

平成 30 年 4 月 20 日

各 位

鹿児島相互信用金庫
理事長 稲葉 直寿

第三者委員会の調査結果に基づく不祥事件等の報告について

当金庫の業務運営にあたりましては、日頃より多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、信用を第一とする金融機関といたしまして、度重なる不祥事件を発生させ、お客さまをはじめ関係各位に多大なるご迷惑とご心配を、お掛けしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

さて、当金庫は昨年 12 月にご報告申し上げたとおり、昨年 8 月以降に発覚しました不祥事件に関しまして、外部有識者 3 名による第三者委員会を立上げ調査を進めてきたところでございますが、大変遺憾ながら、新たな不祥事件及び既にご報告していた不祥事件に係る新たな事実が判明致しましたので、以下のとおりご報告申し上げます。

また、第三者委員会から受領した調査報告書では、多くの不祥事件が発生した原因や組織的隠蔽の可能性、再発防止策等についても触れられておりますので、かかる内容につきましても併せてご報告申し上げます。

記

1. 第三者委員会の調査により認定された不祥事件（※詳細は「不祥事件の概要」参照）

(1) 新たに判明した不祥事件（主な手口が着服等に関する事案）

①事案A

- i) 事故者 営業店職員（40 歳、男性A）
- ii) 発生店 城南支店、武町支店、岩川支店、脇田支店
- iii) 発生期間 平成 17 年 1 月から平成 26 年 5 月
- iv) 事故金額 9,027 千円（96 顧客 269 件）
- v) 事件の概要 平成 22 年に岩川支店で発覚していたもので、複数の店舗において、お客さまからお預かりした定期積金掛込金の流用を繰り返し、自己の遊興費等に費消していました。また今回の調査により、ノルマ消化のため利用目的のないローンをお客さまに借りてもらい約定利息を自ら負担した事案や、お客さまの同意無しにカードローンを利用し金員を不正に取得していた事案も判明しました。

②事案B

- i) 事故者 営業店職員 (30 歳、男性B)
- ii) 発生店 加世田支店、吉野支店、慈眼寺支店
- iii) 発生期間 平成 24 年 10 月から平成 27 年 11 月
- iv) 事故金額 1,213 千円 (35 顧客 70 件)
- v) 事件の概要 平成 25 年に加世田支店、平成 27 年に慈眼寺支店及び吉野支店で発覚していたもので、複数の店舗において、お客さまから預かった普通預金や定期積金掛込金の流用を繰り返し、自己の遊興費等に費消していました。また、定期積金の延滞発生を防ぐため自らの金銭による立替入金も行っていました。

③事案C

- i) 事故者 営業店職員 (27 歳、男性C)
- ii) 発生店 末吉支店、本店営業部、出水支店
- iii) 発生期間 平成 26 年 10 月から平成 29 年 12 月
- iv) 事故金額 3,379 千円 (75 顧客 113 件)
- v) 事件の概要 平成 27 年に末吉支店で発覚していたもので、日常の集金活動が多忙であったためお客さまを訪問することができず、定期積金を集金できなかったお客さまに対し自らの金銭による立替入金を行っていました。また、今回の調査により、複数の店舗においてお客さまから預かった定期積金掛込金の流用等を繰り返し、自己の生活費に費消する事案や、ノルマ消化のため利用目的のないローンをお客さまに借りてもらい、約定利息を自ら負担していた事実も判明しました。

④事案D

- i) 事故者 営業店職員 (34 歳、男性D)
- ii) 発生店 大根占支店、大崎支店、志布志支店
- iii) 発生期間 平成 22 年 7 月から平成 29 年 11 月
- iv) 事故金額 24,393 千円 (60 顧客 137 件)
- v) 事件の概要 平成 25 年に大根占支店及び大崎支店で発覚していたものです。大根占支店では大崎支店への転勤後に、ノルマ消化目的でお客さまに借りていただいたローンの完済依頼を放置していたことをきっかけとして、融資金着服や自らの金銭による利息負担、定期預金解約金の流用等の事実が判明しました。大崎支店ではお客さまから預かった定期積金解約金や集金先の売上金の流用を繰り返し、自己の遊興費等に費消していた事実が判明しました。また今回の調査により、両店舗における定期積金掛込金の流用や立替の他、志布志支店における融資返済金の流

用やお客さまの同意無しにカードローンを利用し金員を不正に取得していた事実も判明しました。

⑤事案E

- i) 事故者 営業店職員 (39 歳、男性E)
- ii) 発生店 始良支店、城北支店
- iii) 発生期間 平成 20 年 7 月から平成 22 年 9 月
- iv) 事故金額 18,006 千円 (16 顧客 67 件)
- v) 事件の概要 平成 22 年に城北支店で発覚していたもので、お客さまから預かった定期積金掛込金や集金先の売上金の流用を繰り返し、自己の遊興費や生活費等に費消していました。また今回の調査により、始良支店においてノルマ消化目的のローンの融資金を普通預金から出金し不正に流用していた事実も判明しました。

⑥事案F

- i) 事故者 営業店職員 (44 歳、男性F)
- ii) 発生店 吹上支店
- iii) 発生期間 平成 18 年 2 月から平成 18 年 4 月
- iv) 事故金額 1,076 千円 (3 顧客 5 件)
- v) 事件の概要 平成 18 年に吹上支店で発覚していたもので、お客さまから預かった定期積金掛込金を自己の借財返済等に充当していました。また、お客さまから預かった定期預金を正規の事務取扱を行わず、自宅に持ち帰っていた事実も当時判明していました。

⑦事案G

- i) 事故者 営業店職員 (34 歳、男性G)
- ii) 発生店 市比野支店、高見馬場支店
- iii) 発生期間 平成 20 年 4 月から平成 24 年 10 月
- iv) 事故金額 3,440 千円 (11 顧客 31 件)
- v) 事件の概要 平成 22 年に市比野支店、平成 24 年に高見馬場支店において発覚しているものです。市比野支店では、お客さまから預かった定期積金掛込金や集金先の売上金の流用を繰り返し、自己の生活費や飲食費等に費消していました。高見馬場支店でもお客さまから預かった定期積金掛込金や普通預金への集金分の流用を繰り返し、自己の生活費や飲食費等に費消していました。

⑧事案H

- i) 事故者 営業店職員 (25 歳、男性H)
- ii) 発生店 鹿屋支店
- iii) 発生期間 平成 27 年 12 月から平成 28 年 1 月
- iv) 事故金額 9 千円 (1 顧客 3 件)
- v) 事件の概要 平成 28 年に鹿屋支店において発覚していたもので、お客さまから解約手続きを依頼されたクレジットカードの解約を行わず、自己の生活費等に費消していました。

⑨事案 I

- i) 事故者 営業店職員 (35 歳、男性 I)
- ii) 発生店 鹿屋支店
- iii) 発生期間 平成 21 年 5 月から平成 22 年 3 月
- iv) 事故金額 652 千円 (23 顧客 39 件)
- v) 事件の概要 平成 21 年に鹿屋支店において、お客さまから預かった定期積金掛込金の流用を繰り返し、自己の遊興費等に費消していました。なお、本事案は当時不正と認識しておらず、今回の調査において発覚しました。

⑩事案 J

- i) 事故者 営業店職員 (38 歳、男性 J)
- ii) 発生店 城北支店
- iii) 発生期間 平成 18 年 3 月から平成 20 年 5 月
- iv) 事故金額 15,857 千円 (97 顧客 335 件)
- v) 事件の概要 平成 20 年に城北支店において発覚していたもので、お客さまからお預かりした定期預金新規預り金を流用していました。また、当該不正の他、お客さまからお預かりした定期積金掛込金の流用・立替や集金先の売上金の流用を行っていた事実も当時判明していました。

⑪事案 K

- i) 事故者 営業店職員 (38 歳、男性 K)
- ii) 発生店 大崎支店
- iii) 発生期間 平成 16 年 3 月から平成 17 年 4 月
- iv) 事故金額 581 千円 (20 顧客 33 件)
- v) 事件の概要 平成 17 年に大崎支店において発覚していたもので、お客さまからお預かりした定期積金掛込金の流用を繰り返し、自己の生活費や遊興費等に費消していました。

⑫事案L

- i) 事故者 営業店職員（45歳、男性L）
- ii) 発生店 串木野支店
- iii) 発生期間 平成13年3月から平成16年2月
- iv) 事故金額 約70千円
- v) 事件の概要 平成13年3月から16年2月までのうち約1年の間に、串木野支店においてお客さまからお預かりした定期積金掛込金を流用していました。流用したお金は、集金業務が間に合わず集金できていない他の定期積金に入金し約定集金率が悪化するのを防いでいました。

⑬事案M

- i) 事故者 営業店職員（25歳、男性M）
- ii) 発生店 加世田支店
- iii) 発生期間 平成29年5月から平成29年12月
- iv) 事故金額 5,657千円（49顧客74件）
- v) 事件の概要 平成29年に加世田支店において発覚したもので、お客さまからお預かりした普通預金の預り金や普通預金からの払戻金の流用を繰り返し、自己の生活費や遊興費等に費消していました。また、定期積金の延滞発生を防ぐため自らの金銭による立替入金も行っていました。

⑭事案N

- i) 事故者 営業店職員（33歳、男性N）
- ii) 発生店 大根占支店、中種子支店
- iii) 発生期間 平成20年4月から平成23年12月
- iv) 事故金額 3,374千円（98顧客180件）
- v) 事件の概要 平成22年に大根占支店、平成23年に中種子支店において発覚していたものです。大根占支店ではお客さまからお預かりした定期積金掛込金の流用を繰り返し、自己の遊興費等に費消していました。また、定期積金や融資の延滞発生を回避するために自らの金銭による立替入金を行っていたほか、ノルマ消化のため、お客さまの名義を借りて定期積金及び保険商品を作成・契約していました。中種子支店では、お客さまからの年金担保貸付の申込みを長期間放置していたため、当該融資実行が困難となり、自身で調達した金銭をお客さまに貸し付けていました。また、当該貸付金をお客さまから回収する際に、預かったキャッシュカードを無断で使用して金員を不正に取得していた事実も判明しています。

(2) 新たに判明した不祥事件（主な手口が立替等に関する事案）

①事案O

- i) 事故者 営業店職員（53歳、男性O）
- ii) 発生店 種子島支店、中種子支店、南種子支店、川辺支店
- iii) 発生期間 平成16年5月から平成25年4月
- iv) 事故金額 43,240千円（11顧客25件）
- v) 事件の概要 平成25年に中種子支店および南種子支店において発覚していたものです。事故者は自身の借財返済等、生活に困窮していたため、お客さまに相談し同意のもと、お客さま名義でローンを申込ませ、当該融資金を借受けていたものです。

②事案P

- i) 事故者 営業店職員（32歳、男性P）
- ii) 発生店 野田支店
- iii) 発生期間 平成24年5月から平成25年3月
- iv) 事故金額 1,010千円（2顧客2件）
- v) 事件の概要 平成25年に野田支店で発覚していたもので、ノルマ消化目的でお客さまにローンを借りていただき、利息負担を事故者が行っていました。事故者の退職後にお客さまからの申出があり不正が判明したものです。

③事案Q

- i) 事故者 本部職員（66歳、男性Q）
- ii) 発生店 営業開発部
- iii) 発生期間 平成21年12月から平成22年6月
- iv) 事故金額 214千円（2顧客2件）
- v) 事件の概要 平成22年に営業開発部営業店支援室において、国分支店のお客さまのカードローン代位弁済否認を回避する目的で、カードローン残金全額を立替弁済していたものです。それに先立ち、当該カードローンが5か月延滞となった時点（平成21年）で、約定返済の延滞金42千円の立替弁済も行っていました。

④事案R

- i) 事故者 営業店職員（33歳、男性R）
- ii) 発生店 鹿屋支店
- iii) 発生期間 平成26年3月から平成26年7月
- iv) 事故金額 286千円（3顧客11件）
- v) 事件の概要 事故者が鹿屋支店においてノルマ目的でお客さまに借りていただいた

ローンについて、平成 26 年に事故者が鹿屋支店から転勤となったことからお客さまの自宅を訪問できず、当該ローンの延滞発生を回避するため、異動先の店舗から融資返済を自らの金銭により立替えていたものです。

(3) 新たに判明した不祥事件

(目標達成を目的とした利息立替を伴う無理な融資実行に関する事案)

①事案 S

- i) 事故者 営業店支店長 (43 歳、男性 S)
- ii) 発生店 平佐支店
- iii) 発生期間 平成 29 年 8 月から平成 30 年 1 月
- iv) 事故金額 300,000 千円 (1 顧客 3 件)
- v) 事件の概要 平成 29 年に平佐支店において、月末の融資残高目標達成のために、利用目的のない融資をお客さまに申込みせ、店舗長の権限を利用し融資実行したものです。なお、当該融資の利息負担を事故者自らが行なっていたことから不祥事件と認定したものです。

②事案 T

- i) 事故者 営業店支店長 (47 歳、男性 T)
- ii) 発生店 西原支店
- iii) 発生期間 平成 25 年 9 月から平成 26 年 10 月
- iv) 事故金額 55,000 千円 (1 顧客 2 件)
- v) 事件の概要 平成 25 年に西原支店において、月末の融資残高目標達成のために、利用目的のない融資をお客さまに申込みせ、店舗長の権限を利用し融資実行したものです。なお、当該融資の利息負担を事故者自らが行なっていたことから不祥事件と認定したものです。

(4) 昨年 12 月に公表した 3 件の不祥事件に関し、その後新たに判明した事実

昨年 12 月に公表した 3 件の不祥事件のうち 2 件の不祥事件に関し、以下の事実が新たに判明しています。

①平成 29 年 8 月 30 日に発覚した不祥事件に関し新たに発覚した事実

平成 29 年 8 月 30 日に発覚した不祥事件については、預金着服や不正融資により総額 5,092 千円の不祥事件が発生したと公表していましたが、その後の調査により支店長としての権威を背景としてお客さまから金銭を借入れたことが判明し、当該借入金 1,000 千円を不祥事件と新たに認定致しました。

②平成 29 年 10 月 6 日に発覚した不祥事件に関し新たに発覚した事実

平成 29 年 10 月 6 日に発覚した不祥事件については、自己借入を目的とした不正融資

や融資返済金の着服等により総額 38,848 千円の不祥事件が発生したと公表していましたが、公表後のお客さまからの問合せをきっかけに預金解約金の着服やカードローン払出金の着服等 1,853 千円の着服が判明し、新たな不祥事件として認定致しました。

(5) 不祥事件と認定した事案の合計

①定期積金の着服・流用等の犯罪行為に該当する不祥事件の合計

- i) 事故金額 98,152 千円
- ii) 被害件数及び被害顧客数 1,353 件 (578 顧客)

②浮貸しに該当する不祥事件の合計

- i) 事故金額 800 千円
- ii) 被害件数及び被害顧客数 1 件 (1 顧客)

③便宜供与や私利行為に該当する不祥事件の合計

- i) 事故金額 84,773 千円
- ii) 被害件数及び被害顧客数 243 件 (173 顧客)

④目標達成を目的とした利息立替を伴う無理な融資実行に関する不祥事件の合計

- i) 貸付金額 355,000 千円
- ii) 被害件数及び被害顧客数 5 件 (2 顧客)

2. お客さまへの対応

被害に遭われましたお客さまに対しては、事故発覚後速やかに事実関係を説明するとともに、謝罪を行ない、被害弁済を行なっております。なお、一部面談のできていないお客さまについては、速やかに説明・謝罪ができるよう面談を進めてまいります。

3. 役員を除く事故者及び関係者の処分について

役員を除く事故者及び関係者については、平成 30 年 3 月 23 日付懲戒委員会において処分内容を決定し、その後厳正な処分を実施致しました。また、退職した事故者及び関係者については、平成 30 年 4 月 12 日付懲戒委員会において処分内容を決定し、懲戒処分相当の責任を明確化のうえ、既に支払った退職金のうち本来不支給とすべき金額との差額返還を進めてまいります。

4. 第三者委員会の調査結果内容

(1) 不祥事件の発生原因について

多くの不祥事件が発生し、また長期間にわたり繰り返されたことの原因として、以下の点について指摘を受けています。

- ①金庫の職員が不正を行なう筈はないとの善人説を背景とした組織風土があり、リスク管理体制に根本的な誤りが存在していたこと。
- ②不祥事件の発覚に対し、報告義務の認識が欠如しており、また、報告義務を認識して

いても風評被害の発生をおそれ、あるいは保身のために同義務を実践しなかったこと。更には、支店長や部長といった要職者が報告制度を認識していたにも関わらず、報告義務を怠っていたこと。

- ③不祥事件が発生したにも関わらず、事故者が退職していないため、不祥事件を起こしても退職させられることはないとの風評が組織内で一部醸成されてしまったこと。また、事故者が懲戒処分を受けることなく依願退職している事例も多く見受けられ、結果として不正の情報が組織内で共有化されなかったこと。

(2) 組織的隠蔽の可能性について

組織的隠蔽については、隠蔽行為があったというためには業務執行の最高責任者である理事長及び理事会の構成員である理事が不祥事件の存在を知っていることが必要であると前置きしたうえで、今回発覚した不祥事件については、理事長及び理事会への報告がなされていないことから、組織的隠蔽があったということはできないと報告されています。

しかし、不祥事件発覚後に、代表役員を含む一部の役員が関与し理事会への報告を行っていない事案もあり、組織的隠蔽とまでは言えないにせよ、理事関与の上で不祥事件の隠蔽がなされたと言わざるを得ないとの指摘を受けています。

また、特筆すべき事象として、被害弁済金捻出のために行なわれた肩代り融資について、当該肩代り融資は資金用途等を偽るなどし、無理な融資が実行され、融資決裁権者も事情を知らずながら決裁をした疑いが強いと報告されています。そのため、かかる肩代り融資についても理事が関与し、また、少なくとも部下によって肩代り融資がされることを黙認していることから、理事関与のもと不祥事件が隠蔽されたと言って良いとの指摘を受けています。

(3) 内部統制やコンプライアンス並びにガバナンス上の問題点について

理事の職務執行の監督機関である理事会は、理事が関与した不祥事件に対して監督機能を発揮していなかったと指摘されています。

また、不祥事件に関与した理事は理事会への報告を行っておらず、かかる重大な職務違反行為により情報が遮断され、理事会の監督機能が不全に陥ったことに鑑みると、理事会は法令遵守や内部統制についての体制の整備を怠っていたと言わざるを得ないとの指摘を併せて受けています。

更に、風評被害の発生をおそれ、あるいは保身等のために、揉め事はその部署で迅速に処理し表沙汰にしないといった企業風土の問題についても指摘され、コンプライアンス重視の企業風土が確立されていなかったことにより、金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある法令違反行為を看過し、対外的に報告または公表すべき不祥事件を多数かつ長期にわたり隠蔽する結果を生じさせた理事長の責任を問うとともに、この企業風土については、前理事長時代から長い時を経て醸成されたことについても指摘を受けています。

(4) 再発防止策について

再発防止策については、事実確認や発生原因に照らし、総論的には i) 規定等の厳格な運用、ii) 不祥事件発生時の迅速な報告、iii) 報告に基づく責任の明確化及び厳格な処分、iv) 情報共有化による再発防止に組織として取り組む必要があるとされ、詳細な具体策として以下の 11 項目の再発防止策に関して理事長以下、全役職員が強い危機意識をもって取り組むべきであるとの提言を受けています。

- ①倫理、コンプライアンスに特化した研修会の実施
- ②自店検査の厳格な原則的方法での実施による内部統制機能の強化
- ③預金の一時的流用に対する不正認識の教育
- ④不祥事件報告制度の周知徹底と実践
- ⑤不祥事件が発生した場合の厳格な処分
- ⑥外郭団体預金管理の内部統制の確立
- ⑦支店長権限行使に対する内部牽制の確立
- ⑧職員の経済状況の調査と確認
- ⑨不祥事リスクの洗い出しと迅速な調査
- ⑩内部通報者の保護
- ⑪事務取扱規程の厳格な運用

なお、当金庫におきましては、かかる提言を踏まえ、実効性のある再発防止策を策定するとともに、速やかに実施して参ります。

5. 経営責任について

前述する多くの不祥事件を発生させ、かかる事態を招きお客さまやお取引先、並びにそのほか多数の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを重大に受け止め、経営責任を明確にするため、本日臨時理事会を開催し、以下の内容を決議致しました。

(1) 理事長（代表理事）について

稲葉 直寿については、当面の間、しかるべき態勢の構築に全力を傾けることとし、後継者への円滑な業務引継ぎ後に退任致します。なお、この期間における全ての役員報酬を自主返納したうえで理事長としての職責を果たして参ります。

(2) 代表理事及び前理事長の進退について（現理事長を除く）

秋葉 重登（副理事長：代表理事）、永吉 実秋（専務理事：代表理事）、秋葉 重貴（非常勤理事：前理事長）については、平成 30 年 6 月下旬に開催される総代会をもって理事を退任致します。なお、退任までの期間については、基本報酬の 50%を返納させるものと致します。また、賦句 辰治（専務理事：代表理事）については、停職 3 ヶ月の処分とし、平成 30 年 6 月下旬に開催される総代会をもって理事を退任致します。

(3) 理事及び監事の報酬の一部返納について

代表理事及び非常勤理事、非常勤監事を除いた理事及び監事については、平成 30 年 4 月より、基本報酬の 5%から 50%を 3 ヶ月の間、返納させるものと致します。

(4) 元役員の責任明確化について

退職した元役員2名については、当時の報酬の一部について自主返納を求めるものと致します。

6. 今後の対応について

本日、当金庫の法令等遵守態勢及び経営管理態勢等に重大な問題があるとして、九州財務局より業務改善命令を受けました。かかる命令を重大かつ厳粛に受けとめ、真摯に反省致しますとともに、二度とこのような事態が発生することの無いよう、健全かつ適切な業務運営を確保するため、役職員一丸となって法令等遵守態勢及び経営管理態勢等の充実・強化に全力で取り組むとともに、透明性の高い業務運営に努めて参ります。

7. 本件に対するお問合せ先

受付窓口：鹿児島相互信用金庫 経営管理部（黒木、上山）

電話番号：0120-525-651（フリーダイヤル）

ファックス：099-259-5255

Eメール：sosin@kasosin.com

受付時間：午前9時から午後6時まで（土日祝日は除きます）

以上

不祥事件の概要

(別紙)

| 発生店舗 | 城南支店、武町支店、岩川支店、脇田支店 | 加世田支店、吉野支店、慈眼寺支店 | 末吉支店、本店営業部、出水支店 |
|----------|---|--|---|
| 事故者年齢・性別 | 40歳 男性A | 30歳 男性B | 27歳 男性C |
| 発生当初の役職 | 営業担当 | 営業担当 | 営業担当 |
| 手口等 | <p>①顧客から預かった定期積金掛込金を集金当日の入金とせず一定期間遅らせて入金することでその間掛込金を自己のために費消した。</p> <p>②ノルマ消化を目的として融資を行い、当該融資の約定利息金を負担した。</p> <p>③ノルマ消化を目的として融資を行い、通帳とローンカードの管理を行っていたが、顧客の同意なしに自己のためにカードを使用し金員を不正に取得した。</p> | <p>①顧客から預かった定期積金掛込金を集金当日の入金とせず一定期間遅らせて入金することでその間掛込金を自己のために費消した。</p> <p>②定例集金活動の際、顧客から預かった普通預金通帳及び入金帳を同時に預かることで集金した現金を自己のために費消した。</p> <p>③定期積金掛込金を実際には入金日には集金していないのに、自ら立替えて入金し後日回収を行った。</p> | <p>①顧客から預かった定期積金掛込金を集金当日の入金とせず一定期間遅らせて入金することでその間掛込金を自己のために費消した。</p> <p>②定期積金掛込金を実際には入金日には集金していないのに、自ら立替えて入金し後日回収を行った。</p> <p>③定例集金の際、顧客から預かった現金を自己のために費消した。</p> <p>④ノルマ消化を目的として融資を行い、当該融資の約定利息金を負担した。</p> |
| 発生期間 | 平成17年1月～平成26年5月 | 平成24年10月～平成27年11月 | 平成26年10月～平成29年12月 |
| 事故金額 | 9,027,023円 | 1,213,002円 | 3,379,001円 |
| 被害顧客数 | 96顧客 | 35顧客 | 75顧客 |
| 被害件数 | 269件 | 70件 | 113件 |
| 備考 | | | |

| 発生店舗 | 大根占支店、大崎支店、志布志支店 | 始良支店、城北支店 | 吹上支店 |
|----------|--|---|---|
| 事故者年齢・性別 | 34歳 男性D | 39歳 男性E | 44歳 男性F |
| 発生当初の役職 | 営業担当 | 営業担当 | 営業担当 |
| 手口等 | <p>①顧客から預かった定期積金掛込金を集金当日の入金とせず一定期間遅らせて入金することでその間掛込金を自己のために費消した。</p> <p>②定期積金解約金、定期預金解約金、新規定期預金作成目的の金員を自己のために費消した。</p> <p>③定例集金の際、顧客から預かった現金を自己費消した。</p> <p>④融資金の一括返済金を自己のために費消した。</p> <p>⑤ノルマ消化を目的として融資を行い当該融資の約定利息金を負担した。</p> <p>⑥消費者金融を実行したが後日当該融資金を借り受けた。</p> <p>⑦顧客から解約のために預かったカードローンカードの解約を行わず自己のために利用した。</p> <p>⑧定期積金掛込金を実際には入金日には集金していないのに、自ら立替えて入金し後日回収を行った。</p> | <p>①ノルマ消化を口実に顧客へ消費者金融を申し込みせ、当該ローンに係る融資金が振り込まれた普通預金口座から自己のために費消した。</p> <p>②顧客から預かった定期積金掛込金を集金当日の入金とせず一定期間遅らせて入金することでその間掛込金を自己のために費消した。</p> <p>③定例集金の際、顧客から預かった現金を自己のために費消した。</p> | <p>①顧客から預かった定期積金掛込金を集金当日の入金とせず一定期間遅らせて入金することでその間掛込金を自己のために費消した。</p> <p>②仕事帰りに顧客から預かった定期預金作成成分の現金を自宅で保管し、翌日の出勤時に持参せず自宅に放置した。</p> |
| 発生期間 | 平成22年7月～平成29年11月 | 平成20年7月～平成22年9月 | 平成18年2月～平成18年4月 |
| 事故金額 | 24,393,336円 | 18,006,700円 | 1,076,001円 |
| 被害顧客数 | 60顧客 | 16顧客 | 3顧客 |
| 被害件数 | 137件 | 67件 | 5件 |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 発生店舗 | 市比野支店、高見馬場支店 | 鹿屋支店 | 鹿屋支店 |
| 事故者年齢・性別 | 34歳 男性G | 25歳 男性H | 35歳 男性I |
| 発生当初の役職 | 営業担当 | 営業担当 | 営業担当 |
| 手口等 | ①顧客から預かった定期積金掛込金を集金当日の入金とせずに一定期間遅らせて入金することでその間掛込金を自己のために費消した。 ②普通預金への入金依頼の際に、現金受取証を発行しないで素預りを行い、預かり金を普通預金口座に入金せず自己のために費消した。 | ①顧客から解約のために預かったクレジットカードの解約処理を行わずに自己のために利用した。 | 顧客から預かった定期積金掛込金を集金当日の入金とせずに一定期間遅らせて入金することでその間掛込金を自己のために費消した。 |
| 発生期間 | 平成20年4月～平成24年10月 | 平成27年12月～平成28年1月 | 平成21年5月～平成22年3月 |
| 事故金額 | 3,440,009円 | 9,603円 | 652,018円 |
| 被害顧客数 | 11顧客 | 1顧客 | 23顧客 |
| 被害件数 | 31件 | 3件 | 39件 |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 発生店舗 | 城北支店 | 大崎支店 | 串木野支店 |
| 事故者年齢・性別 | 38歳 男性J | 38歳 男性K | 45歳 男性L |
| 発生当初の役職 | 営業担当 | 営業担当 | 営業担当 |
| 手口等 | ①顧客から預かった定期積金掛込金を集金当日の入金とせずに一定期間遅らせて入金することでその間掛込金を自己のために費消した。 ②定例集金の際、顧客から預かった普通預金通帳及び入金帳を同時に預ることで集金した売上金を自己のために費消した。 ③定期預金を作成するため顧客から普通預金払出伝票と定期預金の申込書を預かり、その払出伝票で現金を払い出したが、定期預金を作成せず当該払い出し現金を自己のために費消した。 ④定期積金掛込金を実際には入金日には集金していないのに、自ら立替えて入金し後日回収を行った。 | 顧客から預かった定期積金掛込金を集金当日の入金とせずに一定期間遅らせて入金することでその間掛込金を自己のために費消した。 | 顧客から預かった定期積金掛込金を集金当日の入金とせずに一定期間遅らせて入金することでその間掛込金を自己のために費消した。 |
| 発生期間 | 平成18年3月～平成20年5月 | 平成16年3月～平成17年4月 | 平成13年3月～平成16年2月 |
| 事故金額 | 15,857,319円 | 581,030円 | 70,000円 |
| 被害顧客数 | 97顧客 | 20顧客 | 不詳 |
| 被害件数 | 335件 | 33件 | 不詳 |
| 備考 | | | |

| 発生店舗 | 加世田支店 | 大根占支店、中種子支店 | 種子島・中種子・南種子支店、川辺支店 |
|----------|---|---|---|
| 事故者年齢・性別 | 25歳 男性M | 33歳 男性N | 53歳 男性O |
| 発生当初の役職 | 営業担当 | 営業担当 | 融資担当 |
| 手口等 | <p>①顧客から素預かりした、普通預金預かり金、定期預金新規預かり金、定期積金掛込金、プラン積立定期預金新規預り金、小切手取立手数料金を自己のために費消した。</p> <p>②窓口扱いを装って払出した普通預金払い出し金を自己のために費消した。</p> <p>③定期積金掛込金を実際には入金日には集金していないのに、自ら立替えて入金し後日回収を行った。</p> | <p>①顧客から預かった定期積金掛込金を集金当日の入金とせず一定期間遅らせて入金することでその間掛込金を自己のために費消した。</p> <p>②証書貸付の延滞を回避するため、実際には約定返済日に集金はしていないのに、自ら立替えて入金して返済に充て後日回収した。</p> <p>③ノルマ消化を目的として、顧客から同意を得て又は無断で名義を借り定期積金口座を開設し、あるいは保険契約を締結し、毎月の掛込金及び保険料を自ら負担した。</p> <p>④年金担保貸付の申込みを長期間未処理のまま放置し、資金貸付が困難となり自身が消費者金融から借入調達した金員を顧客に直接貸し付けた。</p> <p>⑤上記貸付金を回収するために顧客から預かったキャッシュカードを無断で使用し金員を取得した。</p> <p>⑥定期積金掛込金を実際には入金日には集金していないのに、自ら立替えて入金し後日回収を行った。</p> | <p>自ら資金を借り入れることを目的に11名の顧客へ25件のローン融資を行い、当該融資金を借り受けた。</p> |
| 発生期間 | 平成29年5月～平成29年12月 | 平成20年4月～平成23年12月 | 平成16年5月～平成25年4月 |
| 事故金額 | 5,657,411円 | 3,374,294円 | 43,240,000円 |
| 被害顧客数 | 49顧客 | 98顧客 | 11顧客 |
| 被害件数 | 74件 | 180件 | 25件 |
| 備考 | | | |

| 発生店舗 | 野田支店 | 営業開発部 | 鹿屋支店 |
|----------|---|---|--|
| 事故者年齢・性別 | 32歳 男性P | 66歳 男性Q | 33歳 男性R |
| 発生当初の役職 | 営業担当 | 営業開発部営業店支援室長 | 営業担当 |
| 手口等 | <p>①顧客から預かった定期積金掛込金を別の定期積金に入金する目的で同意なく流用した。</p> <p>②ノルマ消化を目的として融資を行い、当該融資の約定利息金を負担した。</p> | <p>カードローン貸越契約書原本の紛失により代位弁済否認を受けた件について、代位弁済否認を回避する目的で、約定返済相当額及び相殺後残金を立替弁済した。</p> | <p>ノルマ消化を目的として融資を行い、当該証書貸付の延滞を回避するため、実際には約定返済日に集金はしていないのに、自ら立替えて入金して返済に充て後日回収した。</p> |
| 発生期間 | 平成24年5月～平成25年3月 | 平成21年12月～平成22年6月 | 平成26年3月～平成26年7月 |
| 事故金額 | 1,010,000円 | 214,978円 | 286,000円 |
| 被害顧客数 | 2顧客 | 2顧客 | 3顧客 |
| 被害件数 | 2件 | 2件 | 11件 |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------|---|---|--|
| 発生店舗 | 平佐支店 | 西原支店 | 谷山港、城北、西長島、本店営業部 |
| 事故者年齢・性別 | 43歳 男性S | 47歳 男性T | 46歳 男性U |
| 発生当初の役職 | 支店長 | 支店長 | 融資担当 |
| 手口等 | 月末の残高目標を一時的に達成することを目的として、顧客に利用目的のない融資を申し込ませ、店舗長専決権限を利用して融資実行を行い、当該融資は融資実行後2日から7日間の短期間で回収された。回収の際当該融資の約定金利息金を負担した。 | 月末の残高目標を一時的に達成することを目的として、顧客に利用目的のない融資を申し込ませ、店舗長専決権限を利用して融資実行を行い、当該融資は融資実行後20日から30日間の短期間で回収された。回収の際当該融資の約定金利息金を負担した。 | ①顧客から解約のために預かったカードローンの解約を行わず自己のために不正使用した。 ②外郭団体預金の架空・水増し出金にて自己のために費消した。 ③顧客と共謀して当該顧客への運転資金と偽り、本人への借り入れを目的として融資を行った。 ④支店長としての権威を背景として顧客から金銭を借り入れた。 |
| 発生期間 | 平成29年8月～平成30年1月 | 平成25年9月～平成26年10月 | 平成17年4月～平成29年3月 |
| 事故金額 | 300,000,000円 | 55,000,000円 | 6,092,000円 |
| 被害顧客数 | 1顧客 | 1顧客 | 8顧客 |
| 被害件数 | 3件 | 2件 | 14件 |
| 備考 | | | ※平成29年12月公表事案 |

| | | |
|----------|---|---|
| 発生店舗 | 川辺支店、大根占支店、鹿屋支店 | 坂元支店、高山支店、高見馬場支店 |
| 事故者年齢・性別 | 50歳 男性V | 36歳 男性W |
| 発生当初の役職 | 営業担当 | 営業担当 |
| 手口等 | ①顧客から解約のために預かったカードローンの通帳及びカードの解約を行わず自己のために不正使用した。 ②顧客から預かったローン返済のための定期預金解約金を、自己のために費消した。 ③顧客から預かったカードローン返済金に充てるための現金を自己のために費消した。 ④自身自らが資金を借り入れることを目的に17名の顧客へ20件のローン融資を行い、当該融資金を借り入れた。 ⑤ノルマ消化を目的として融資を行い、当該融資の約定利息金を負担した。 ⑥顧客から依頼されたカードローン払出金を流用した。 ⑦定期積金掛込金を実際には入金日には集金はしていないのに自ら立替えて入金し後日回収を行った。 ⑧定期積金解約金の流用を行った。 ⑨顧客から預かった定期積金掛込金を集金当日の入金とせず一定期間遅らせて入金することでその間掛込金を自己のために費消した。 | ①顧客から預かった定期積金掛込金を集金当日の入金とせず一定期間遅らせて入金することでその間掛込金を自己のために費消した。 ②自動継続定期預金を虚偽の説明を行って、顧客に解約処理を求め、解約金を顧客に渡さずに自己のために費消した。 |
| 発生期間 | 平成18年9月～平成26年4月 | 平成18年9月～平成22年3月 |
| 事故金額 | 40,701,030円 | 5,445,706円 |
| 被害顧客数 | 95顧客 | 47顧客 |
| 被害件数 | 114件 | 73件 |
| 備考 | ※平成29年12月公表事案 | ※平成29年12月公表事案 |